

附属書四（第六章関係） 電気製品に関する附属書

第一部 適用範囲

1 この附属書は、第二部第一節に特定する各締約国の関係法令及び運用規則に定める電気製品であつて、当該締約国において適合性評価機関が実施する適合性評価手続の対象となるすべてのものに関する適合性評価手続について適用する。

2 この附属書の適用上、登録又は指定の基準は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定める関連する基準に適合するものでなければならない。

3 第二部にいう「改正」とは、関係法令及び運用規則の改正であつて当該関係法令及び運用規則の目的を変更しないものをいう。この附属書の適用上、「改正」には、次の事項を含むことが了解される。

(a) 締約国が第二部に掲げる自国の関係法令又は運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたか否かを問わない。

(b) 締約国が第二部に掲げる自国の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わる

新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたか否かを問わない。

(c) 締約国が第二部に掲げる自国の関係法令又は運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則に組み込むこと。

第二部 関係法令及び運用規則並びに登録当局又は指定当局

第一節 電気製品を定める関係法令及び運用規則

<p>日本国</p>	<p>タイ</p>
<p>一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百二十四号）及びその改正</p> <p>二 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）及びその改正</p>	<p>一 工業製品標準法（千九百六十八年（仏暦二千五百十一年））及びその改正</p> <p>二 電気製品に関する次の勅令及びその改正</p> <p>二・一 白熱電球に関するタイ工業規格四第一部・二五二九（千九百八十六年）</p> <p>二・二 つめ付ヒューズに関するタイ工業規格一〇・二五二九（千九百八十六年）</p> <p>二・三 銅導体ビニル絶縁電線に関するタイ工</p>

- 
- 業規格一一・二五三二（千九百八十八年）
- 二・四 蛍光灯用安定器に関するタイ工業規格二三・二五二一（千九百七十八年）
  - 二・五 蛍光灯用グロースタータに関するタイ工業規格一八三・二五二八（千九百八十五年）
  - 二・六 アルミニウム導体ビニル絶縁電線に関するタイ工業規格二九三・二五四一（千九百九十八年）
  - 二・七 蛍光灯用ソケット及びスタータソケットに関するタイ工業規格三四四・二五三〇（千九百八十七年）
  - 二・八 電気アイロンの安全要件に関するタイ工業規格三六六・二五四七（二千四年）
  - 二・九 固定電気設備用スイッチに関するタイ工業規格八二四・二五三一（千九百八十八年）
  - 二・十 開放型電気ストーブの安全要件に関する
-

- 
- るタイ工業規格八七〇・二五三二（千九百八十九年）
- 二・十一 交流電源用ファンの安全要件に関するタイ工業規格九三四・二五三三（千九百九十年）
- 二・十二 蛍光ランプの安全要件に関するタイ工業規格九五六・二五三三（千九百九十年）
- 二・十三 家庭用及びこれに類する電子機器及び関連装置の安全要件に関するタイ工業規格一九五・二五三六（千九百九十三年）
- 二・十四 無停電電源装置に関するタイ工業規格一二九一・二五四五（二千二年）
- 二・十五 回転ドラム式電気乾燥機の安全要件に関するタイ工業規格一三八九・二五三九（千九百九十六年）
- 二・十六 電気洗濯機の安全要件に関するタイ工業規格一四六三・二五四〇（千九百
-

第二節 技術上の要件及び適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則

<p>日本国</p>	<p>タイ</p>
<p>一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正</p>	<p>一 工業製品標準法（千九百六十八年（仏曆二千五百十一年））及びその改正</p>
<p>九十七年）</p> <p>二・十七 電気照明機器及び類似機器の妨害波の許容値に関するタイ工業規格一九五五・二五四二（千九百九十九年）</p> <p>二・十八 電気ポットの安全要件に関するタイ工業規格二〇六一・二五四三（二千 年）</p> <p>二・十九 ルームエアコンデিশョナの環境要件（エネルギー消費効率）に関するタイ工業規格二一三四・二五四五（二千 二年）</p>	

二 電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及びその改正

三 電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号）及びその改正

四 電気用品の技術上の基準を定める省令第二項の規定に基づく基準についての経済産業大臣告示（平成一四・〇三・一三商第六号（二千二年三月十八日））及びその改正

五 電気用品の技術上の基準を定める省令の取扱細則（昭和五十年五十資公部第九十二号）及びその改正

二 電気製品に関する次の勅令及びその改正

二・一 白熱電球に関するタイ工業規格四第一部・二五二九（千九百八十六年）

二・二 つめ付ヒューズに関するタイ工業規格一〇・二五二九（千九百八十六年）

二・三 銅導体ビニル絶縁電線に関するタイ工業規格一一・二五三二（千九百八十八年）

二・四 蛍光灯用安定器に関するタイ工業規格二三・二五二一（千九百七十八年）

二・五 蛍光灯用グロースタータに関するタイ工業規格一八三・二五二八（千九百八十五年）

二・六 アルミニウム導体ビニル絶縁電線に関するタイ工業規格二九三・二五四一（千九百九十八年）

二・七 蛍光灯用ソケット及びスタータソケットに関するタイ工業規格三四四・

- 
- 二五三〇（千九百八十七年）
- 二・八 電気アイロンの安全要件に関するタイ工業規格三六六・二五四七（二千四年）
- 二・九 固定電気設備用スイッチに関するタイ工業規格八二四・二五三一（千九百八十八年）
- 二・十 開放型電気ストーブの安全要件に関するタイ工業規格八七〇・二五三二（千九百八十九年）
- 二・十一 交流電源用ファンの安全要件に関するタイ工業規格九三四・二五三三（千九百九十年）
- 二・十二 蛍光ランプの安全要件に関するタイ工業規格九五六・二五三三（千九百九十年）
- 二・十三 家庭用及びこれに類する電子機器及び関連装置の安全要件に関するタイ工業規格一九五・二五三六（千九百九十三年）
-

- 
- 二・十四 無停電電源装置に関するタイ工業規格一・二九一・二五四五（二千二年）
- 二・十五 回転ドラム式電気乾燥機の安全要件に関するタイ工業規格一・三八九・二五三九（千九百九十六年）
- 二・十六 電気洗濯機の安全要件に関するタイ工業規格一・四六三・二五四〇（千九百九十七年）
- 二・十七 電気照明機器及び類似機器の妨害波の許容値に関するタイ工業規格一・九五五・二五四二（千九百九十九年）
- 二・十八 電気ポットの安全要件に関するタイ工業規格二・〇六一・二五四三（二千二年）
- 二・十九 ルームエアコンデিশョナの環境要件（エネルギー消費効率）に関するタイ工業規格二・一三四・二五四五（二千二年）
-



---

三 電気製品に関する次の製品認証の個別要件及びその改正

- 三・一 白熱電球に関するタイ工業規格四第一部・二五二九に係る製品認証の個別要件（千九百九十七年（仏曆二千五百四十年）十二月八日）
  - 三・二 つめ付ヒューズに関するタイ工業規格一〇・二五二九に係る製品認証の個別要件（千九百九十八年（仏曆二千五百四十年）九月十四日）
  - 三・三 銅導体ビニル絶縁電線に関するタイ工業規格一一・二五三一に係る製品認証の個別要件（二千二年（仏曆二千五百四十五年）六月二十五日）
  - 三・四 蛍光灯用安定器に関するタイ工業規格二三・二五二一に係る製品認証の個別要件（千九百九十九年（仏曆二千五百四十二年）四月二十三日）
  - 三・五 蛍光灯用グロースタータに関するタイ
-

- 
- 工業規格一八三・二五二八に係る製品認  
証の個別要件（二千三年（仏曆二千五百  
四十六年）六月二十六日）
- 三・六 アルミニウム導体ビニル絶縁電線に關  
するタイ工業規格二九三・二五四一に係  
る製品認証の個別要件（二千六年（仏曆  
二千五百四十七年）二月九日）
- 三・七 蛍光灯用ソケット及びスタータソケッ  
トに關するタイ工業規格三四四・二五三  
〇に係る製品認証の個別要件（千九百九  
十九年（仏曆二千五百四十二年）四月二  
十六日）
- 三・八 電気アイロンの安全要件に關するタイ  
工業規格三六六・二五四七に係る製品認  
証の個別要件（二千五年（仏曆二千五百  
四十八年）五月十三日）
- 三・九 固定電気設備用スイッチに關するタイ  
工業規格八二四・二五三一に係る製品認  
証の個別要件（二千四年（仏曆二千五百
-

- 
- 四十七年) 十二月三十日)
- 三・十 開放型電気ストーブの安全要件に関するタイ工業規格八七〇・二五三二に係る製品認証の個別要件(二千三年(仏曆二千五百四十六年)十一月十三日)
  - 三・十一 交流電源用ファンの安全要件に関するタイ工業規格九三四・二五三三に係る製品認証の個別要件(二千五年(仏曆二千五百四十八年)七月五日)
  - 三・十二 蛍光ランプの安全要件に関するタイ工業規格九五六・二五三三に係る製品認証の個別要件(二千三年(仏曆二千五百四十六年)七月十八日)
  - 三・十三 家庭用及びこれに類する電子機器及び関連装置の安全要件に関するタイ工業規格一九五・二五三六に係る製品認証の個別要件(二千五年(仏曆二千五百四十八年)五月六日)
  - 三・十四 無停電電源装置に関するタイ工業規
-

- 
- 格一二九一・二五四五に係る製品認証の個別要件（二千五年（仏曆二千五百四十八年）九月六日）
- 三・十五 回転ドラム式電気乾燥機の安全要件に関するタイ工業規格一三八九・二五三九に係る製品認証の個別要件（二千六年（仏曆二千五百四十九年）一月六日）
- 三・十六 電気洗濯機の安全要件に関するタイ工業規格一四六三・二五四〇に係る製品認証の個別要件（二千五年（仏曆二千五百四十八年）七月六日）
- 三・十七 電気照明機器及び類似機器の妨害波の許容値に関するタイ工業規格一九五五・二五四二に係る製品認証の個別要件（二千三年（仏曆二千五百四十六年）六月二十六日）
- 三・十八 電気ポットの安全要件に関するタイ工業規格二〇六二・二五四三に係る製品認証の個別要件（二千三年（仏曆二
-

第三節 登録又は指定の基準を定める関係法令及び運用規則

- 千五百四十六年) 七月五日)
- 三・十九 ルームエアコンデিশョナの環境要件(エネルギー消費効率)に関するタイ工業規格二一三四・二五四五に係る製品認証の個別要件(二千四年(仏曆二千五百四十七年) 七月十三日)
- 四 工業省令(官報第二百一十一卷第二十七A部)(二千四年(仏曆二千五百四十七年) 四月十六日) 及びその改正
- 五 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の相互承認章に基づく適合性評価機関の適合性評価手続に関するタイ工業標準局告示(二千六年(仏曆二千五百四十九年) 一月二十四日) 及びその改正

<p>日本国</p>	<p>経済産業省又はこれを承継する当局</p>	<p>日本国</p> <p>一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正</p> <p>二 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）及びその改正</p> <p>三 電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及びその改正</p>	<p>タイ</p>
<p>タイ</p>	<p>工業省タイ工業標準局又はこれを承継する当局</p>	<p>タイ</p> <p>一 工業製品標準法（千九百六十八年（仏暦二千五百十一年））及びその改正</p> <p>二 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の相互承認章に基づくタイ工業規格のための適合性評価機関の指定に関する一般的な要件を定める基準及び条件についてのタイ工業標準局告示（二千六年（仏暦二千五百四十九年）一月二十四日）及びその改正</p>	<p>タイ</p>

第四節 登録当局又は指定当局